

『市民カード』 お持ちですか？



**自動交付機で
待たずに
証明書の交付を
受けられます**

住民票などの証明書を発行する『自動交付機』が、市役所1階と上田創造館に設置され、2月1日に市役所で「稼働式」を行いました。

この自動交付機の導入により、住民票などの証明書の交付が、土曜日・日曜日や祝日、また早朝から夕方にも受けられるようになりました。操作も簡単で、交付に要する時間も大幅に短縮され、窓口が混雑していても長く待たずに交付を受けられます。

なお、自動交付機の利用には『市民カード』と『暗証番号』の登録が必要です。まだカードをお持ちでないかたは、早めに市役所市民課・各支所へお申し込みください（交付方法などは、11月16日号「広報」5ページをご覧ください）。

■問い合わせ 市民課 (☎1353)

2月1日の「稼働式」で実際に自動交付機を操作する竹下市長



自動交付機は、市役所（正面玄関東側）写真と上田創造館（正面玄関内）に設置



『自動交付機』の利用案内

■交付を受けられる証明

住民票、印鑑登録証明書、所得証明書、税額証明書

■設置場所

市役所（正面玄関東側）、上田創造館（正面玄関内）

■利用時間

午前7時～午後7時

（土曜日・日曜日、祝日も利用できます）

■交付手数料

300円（窓口と同じです）

国民健康保険

みなさんの健康と
幸せを守ります

問い合わせ 国保年金課 (内) 1362・1367



Q₁ 国保（国民健康保険）とは、どのような制度なのでしょうか？

A₁ 基本的には、国保の加入者がお互いに出し合うお金（保険税）と国からの負担金で、もしもの時に安心して医療機関にかかれるようにする助け合いの制度です。

Q₂ 国保には、どのような人が加入するのですか？

A₂ 国民は、必ずいずれかの医療保険に加入することが義務付けられています。他の医療保険（健康保険や共済組合など）に加入していない人（例えば自営業の人や会社を退職した人、アルバイトやパート勤務の人など）は、本人の意思にかかわらず、必ず国保に加入しなければなりません。

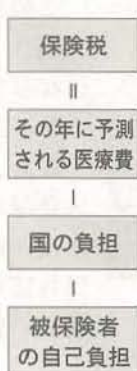
Q₃ 国保の加入や脱退の手続きは、だれがいつするのですか？

A₃ 世帯主（家族でもよい）が、必ず14日以内に市役所に届け出をしなければなりません。例えば、勤務先の会社などでは国保の手続きをいっさいしませんので、退職して健康保険の適用がなくなった場合は、国保の加入手続きが必要です。

また、就職して健康保険の適用になった場合は、国保の脱退手続きが必要になります。

Q₄ 保険税（国民健康保険税）とは、どのような税金なのでしょうか？

A₄ 上田市が負担する医療費の必要額を確保するため、国保の加入世帯に保険税を課税しています。保険税は次のようにして決められます。



課税内容は次の4項目です。

- ①均等割：世帯の加入者数に応じて計算
 - ②平均割：一世帯当たりの額の所得に応じて計算
 - ③所得割：世帯の加入者の前年の所得に応じて計算
 - ④資産割：世帯の加入者の当年度の固定資産税額に応じて計算
- これら4項目の合計が1年間に納めていただく保険税額です。

Q₅ 保険税を滞納すると、どうなりますか。また、滞納したまま市外へ転出した場合はどうですか？

A₅ 保険税は、医療費支払いのために必要な額を

みんなで負担していますので滞納は許されません。滞納すると制度上、医療費を全額自己負担していただいたり、高額療養費、出産育児一時金・人間ドック補助金などの支給は、納税相談のうえ支給いたします。そして滞納税額のほか督促手数料と延滞金加わり、また滞納処分のため勤務先への給与調査、取引先（得意先）への取引調査、金融機関への資産調査などを行いますので、社会的地位や信用を失う場合があります。また、市外に転出しても滞納税額は減少せず、逆に延滞金加算され、前記と同様の滞納処分を行います。

Q₆ さかのぼって保険税を払うのはなぜですか。

A₆ 国保の大切な財源である保険税は、国保の資格が発生した月から納めていただきます。加入の届け出が遅れてしまった場合でも、届け出をした月からの分を支払うのではなく、資格が発生した月からの保険税を納めていただかなくてはなりません（最高3年間さかのぼります）。

国民健康保険の制度を理解いただき、保険税の期限内納付をお願いします。また、届け出は14日以内にお願いします。

◆保険税納付は口座振替が便利です◆

退職者医療制度

国民健康保険の加入者の中で、会社などを退職して年金の支給を受けている70歳未満の人とその家族は「退職者医療制度」によりお医者さんにかかることになります。

■この制度に加入できる人

次の3つの条件にあてはまる人（退職被保険者本人）とその家族（被扶養者）の人です。

①国民健康保険に加入している人

②老人保健法の適用を受けていない人

③厚生年金や共済年金などの被用者年金制度の年金を受けている人で、加入期間が20年以上もしくは40歳以後10年以上ある人

■届け出
年金の受給権が発生すると、年金保険者から「年金証書」が送られてきます。年金証書が届いたら、14日以内に年金証書、印鑑、保険証（お持ちのかた）を持参して、市民課または各支所へ届け出をしてください。

国保の給付

国保加入者は次の給付が受けられます。

■医療費の7割（8割）を負担
病気やけがで診療を受けると

き、保険証を持参すれば、医療費の7割（8割）は国保が負担します。

高額療養費の支給

1か月の医療費の自己負担額が一定額を超えたとき、その超えた分が払い戻されます。

療養費の支給

やむをえない理由で、保険証をもたずに治療を受けたときなど、一度全額を支払ったあとで、国保の審査によってその7割（8割）が払い戻されます。

■出産育児一時金
国保の被保険者が出産した場合、出産育児一時金30円が支給されます。

葬祭費

被保険者が死亡したとき、その人の葬祭を行う人に対し、葬祭費が支給されます。

入院時食事療養費

■給食費の自己負担（1日当たり）

対象者	金額
一般の被保険者	760円
住民税非課税世帯の被保険者	
90日までの入院	650円
90日を超える入院	500円
住民税非課税世帯で 老齢福祉年金を受けている人	300円

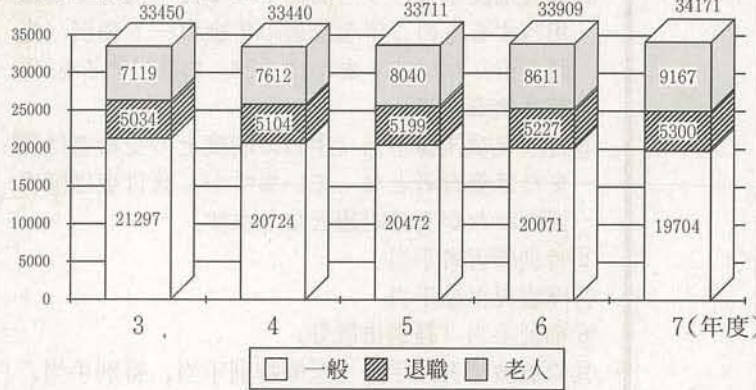
交通事故に あつたときは 必ず届け出を！

交通事故など、第三者の行為によってけがをした場合、被害者に重大な過失がなければ、国保で治療が受けられます。この場合、治療費は全額または一部加害者が負担すべきものです。被保険者の届け出により国保が被害者に代わって、負担した費用を加害者に請求し、返してもらいます。

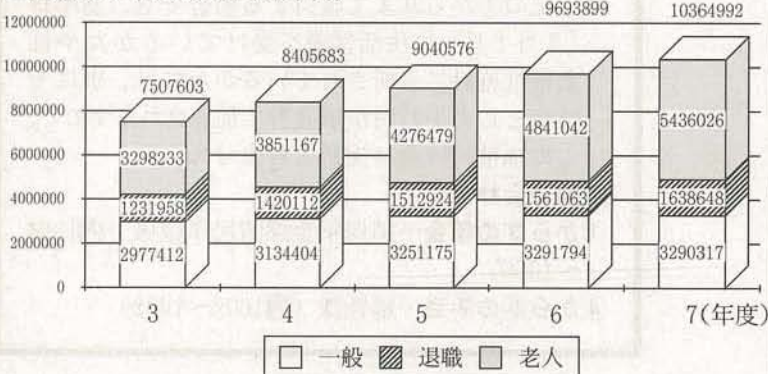
医療費が 増え続けています

上田市の国民健康保険の状況

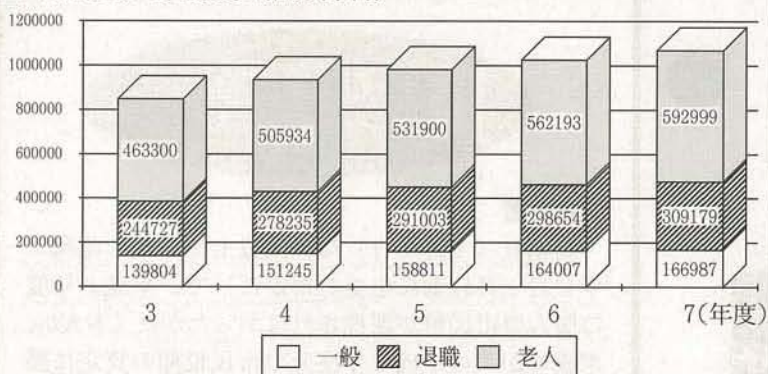
■国民健康保険の加入状況（人）



■医療費の年度別の推移（千円）



■一人当たりの医療費の推移（千円）



I 福祉給付金

は 次の方に支給されます

I 福祉給付金

(福祉給付金)

1万円

III 臨時特別給付金

(特別給付金)

支給対象者
1人につき 1万円

「Ⅱの介護福祉金」「Ⅲの特別給付金」は、市民税の課税状況を確認する必要がありますので、申請されるかたは、支給申請書の同意欄への記入と押印をしてください。

また、平成8年1月2日以降に上田市へ転入したかたは、転入前の申請者本人の税額証明書が必要となります。申請者本人を控除対象配偶者または扶養親族として住民税の申告をしているかたが上田市以外の場合、その市町村の税額証明書が必要となります(特に、申請する本人の健康保険証が遠隔地で発行されている場合は、税金申告上の扶養親族に入

課税状況を確認します
同意欄に記入と押印を!

■対象者

平成9年2月1日(基準日)現在、次のいずれかの年金または手当の、今年2月分を受給できるかた

- ①老齢福祉年金
- ②障害基礎年金のうち旧障害福祉年金に相当するもの[年金証書の年金コード種別(先頭2桁)が「63」または「26」に該当するもの]
- ③遺族基礎年金のうち旧母子・準母子福祉年金に相当するもの[年金証書の年金コード種別(先頭2桁)が「27」または「28」に該当するもの]
- ④児童扶養手当
- ⑤特別児童扶養手当(手当の制度上の受給者は親または養育者となっていますが、給付金は障害児のかたが支給対象となります)
- ⑥特別障害者手当
- ⑦障害児福祉手当
- ⑧福祉手当(経過措置分)
- ⑨原爆被爆者諸手当(医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当)

※上記の①から⑨まで該当する場合でも、基準日(2月1日)に生活保護を受けているかたや社会福祉施設に入所されているかたには、別に一時金として1万円が措置費に加算されますので、この福祉給付金は支給されません。

■問い合わせ

- ①から③の年金…国保年金課国民年金係(☎1364~1366)
- ④から⑨の手当…福祉課(☎1602~1608)

III 特別給付金

は 次の方に支給されます

■対象者

基準日(2月1日)に65歳以上のかた(昭和7年2月1日以前に生まれたかた)で、平成8年度の個人の市民税が課税されなかったかた(本人が、家族のかたの平成8年度分の市民税額の算定に際して、控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、そのかたに平成8年度分の市民税が課せられなかった場合に限りです)

※上記に該当する場合でも、生活保護を受けているかたなどには支給されません。

※同一のかたが「Ⅰの福祉給付金」の支給要件に該当する場合は「Ⅲの特別給付金」は支給されません。

■問い合わせ

福祉課福祉係(☎1602~1605)

消費税率の引き上げや地方消費税の導入などより

『臨時福祉特別給付金』が支給されます

4月から消費税率の引き上げや地方消費税が導入されることになりました。これにより、老齢福祉年金や特別障害者手当の受給者、低所得の寝たきりのお年寄りのかた、65歳以上の低所得者のかたがたに対し、国より臨時福祉特別給付金が支給されることになりました。該当するかたは3月18日までに手続きをしてください。なお、申請のない場合は支給されません。

受給対象のかたは3月18日までに申請を！

■申請の方法

申請書は、該当すると見込まれるかたに、郵送または民生児童委員さんが直接お届けする予定です。3月5日(木)までに届かない場合は、福祉課、国保年金課、健康推進課、豊殿・塩田・川西各支所の窓口申請書がありますので、所定の事項を記入の上、3月5日(木)から3月18日(火)までの間に、福祉課、国保年金課、健康推進課の窓口提出してください。なお、郵送の場合でも、3月18日(火)までに届くようお願いします。

■支給時期

申請後、内容審査の結果この給付金の制度に該当する場合は、振り込み依頼書に基づき、各自の口座へ4月末までに入金します（Ⅰ臨時福祉給付金、Ⅱ臨時介護福祉金については、民生児童委員さんから現金で支給されます）。

Ⅱ 介護福祉金は 次の方に支給されます

■対象者

基準日（2月1日）に、平成8年度の市民税所得割が課税されなかったかた（本人が、家族のかたの平成8年度分の市民税額の算定に際して、控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、そのかたに平成8年度分の市民税所得割が課せられなかった場合に限り）、または生活保護を受けているかたで次のいずれかに該当するかた

①基準日（2月1日）において、平成8年8月1日以前（6か月以上）から

寝たきりまたは痴呆等状態にあるため、常時介護を必要としている65歳以上のかた（昭和7年2月1日以前に生まれたかた）。

②今年2月分の特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当（経過措置分）を受給できるかた。

※基準日（2月1日）に、病院・診療所または老人保健施設に平成8年10月31日以前（3か月以上）から継続して入院または入所しているかた、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所しているかた（養護委託されているお年寄りのかたも含まれます）には、介護福祉金は支給されません。

※介護福祉金は、「Ⅰの福祉給付金」や「Ⅲの特別給付金」と異なり、寝たきりのお年寄りなどに対する在宅介護の支援を目的として支給されることから、同一人のかたが「Ⅰの福祉給付金」や「Ⅲの特別給付金」の支給要件に該当する場合も支給の対象になります。

■問い合わせ

介護福祉金について…健康推進課在宅高齢者サービス係（☎1627・1628）

生活保護者について…福祉課福祉係（☎1602・1603）

臨時福祉特別給付金

支給対象者
1人につき

Ⅱ
臨時介護福祉金
(介護福祉金)

支給対象者
1人につき

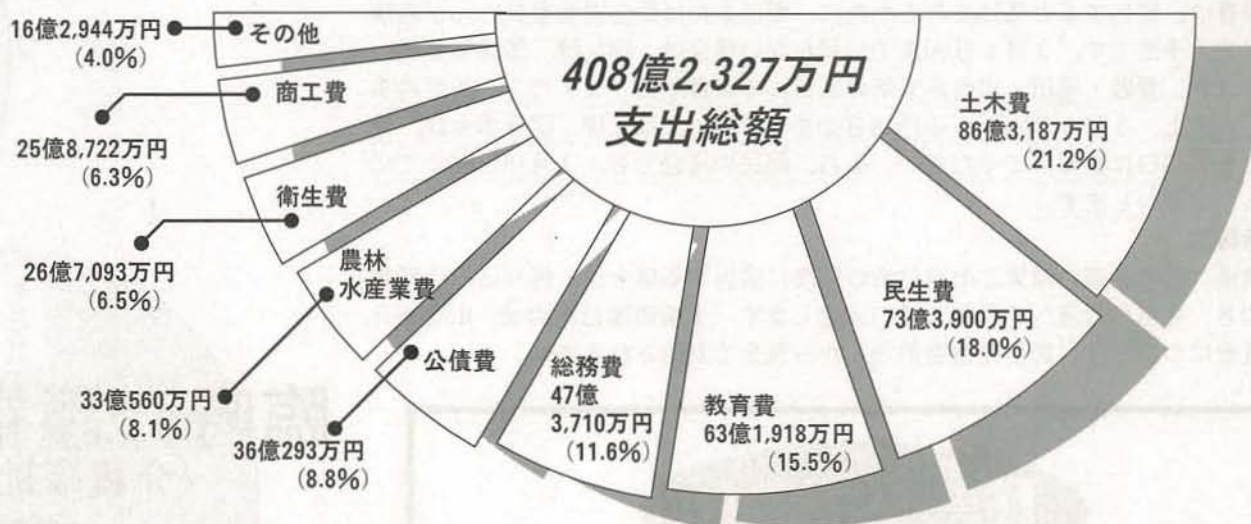
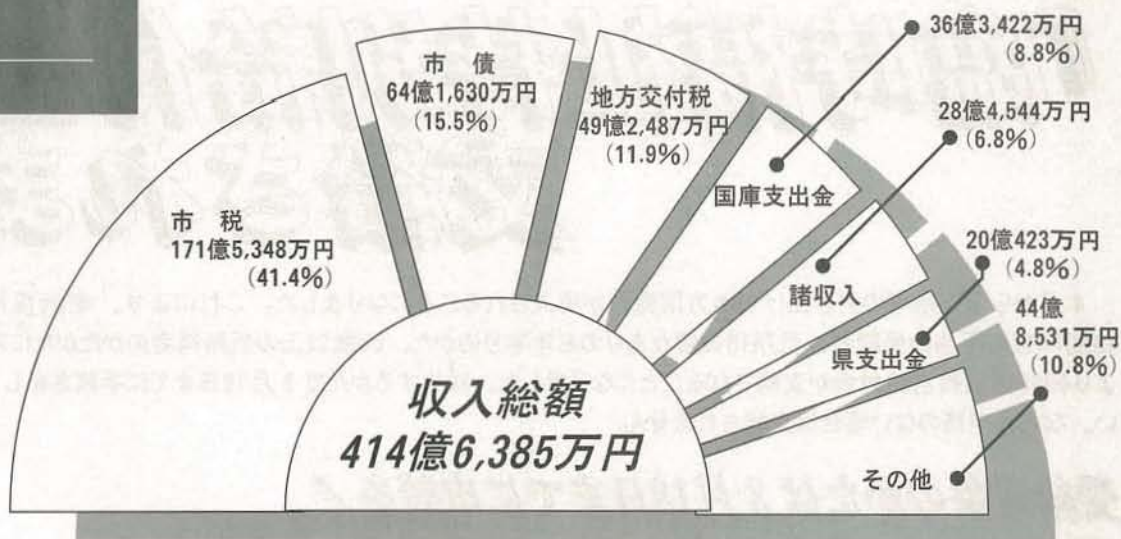
3万円

る可能性がりますので、扶養にしているかたの税額証明書が必要となります。添付されない場合は、給付金が支給されませんのでご注意ください。

計簿

を公表します

一般会計決算



総務費

- 情報ネットワーク整備構想、上田市公共施設案内・予約システム開発委託 [詳細設計] (4,500万円)

民生費

- 中央在宅介護支援センター管理運営事業委託 (1,026万円)
- 老人ホームヘルパー派遣事業 (7,235万円)
- 緊急通報装置の設置 (1,897万円)
- 南部保育園の移転建設 (6億7,330万円)

衛生費

- 人間ドック検査費用補助金 (1,150万円)
- 医療施設整備等基金積立金 (1億281万円)
- 合併処理浄化槽設置補助金 (1億1,616万円)
- じんかい収集委託料 (2億1,531万円)

商工費

- 中小企業融資 (22億3,959万円)
- 湯けむり散策道の整備 (1億8,153万円)

農林水産業費

- 果樹産地機能増進事業補助金 (9,419万円)
- 農林漁業体験実習館等建設事業 (1億6,061万円)

土木費

- 街路の整備 (14億395万円)
- 市営住宅内掘団地の建て替え (4億9,126万円)
- 新橋架橋事業 (1億1,907万円)
- 高速道・新幹線の早期整備に向けて (9億6,976万円)

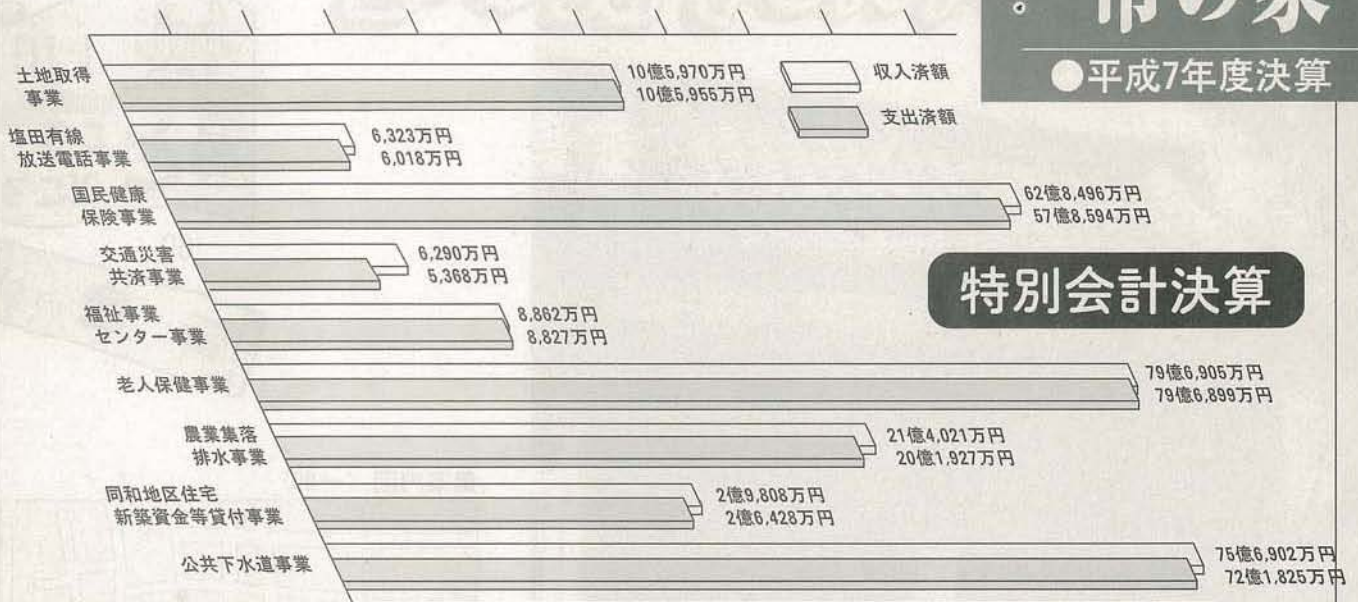
教育費

- 塩田西小学校の建設 (16億7,297万円)
- 塩尻小学校屋内運動場の改築 (4億9,523万円)
- ふれあいリフレッシュパークの整備 (3億8,612万円)
- 図書館情報システム化事業 (3,965万円)

一般会計の
主な使いみち

グラフで見る 市の家

●平成7年度決算



特別会計決算

各事業のあらまし

土地取得事業	●土地取得状況 11件 (53,283㎡、5億3,436万円)
塩田有線放送電話事業	●加入戸数 3,461戸 ●通話交換回数 2,788回 (1日平均)
国民健康保険事業	●被保険者 34,409人(17,389世帯) ●保険給付状況 35億5,852万円 (保険者負担)
交通災害共済事業	●加入者数 106,295人 ●見舞金支給額 3,242万円 (353件)
福祉事業センター事業	●延べ利用者数 13,106人 ●作業工賃 4,123万円
老人保健事業	●医療受給者数 14,692人 ●医療費給付状況 79億3,255万円
農業集落排水事業	●管路、処理場等建設事業費 下之郷地区 9,639万円、岡地区 308万円、下小島地区 2,884万円、 小井田地区 6,894万円、古安曾地区 4億653万円、 保野・舞田地区 4億2,249万円、豊殿南部地区 1億9,642万円、 富士山地区 3億6,050万円、布引地区 4,000万円、 八木沢地区 6,121万円、浦里地区 1億2,275万円
同和地区住宅新築資金等貸付事業	●貸付状況 10件 (7,030万円)
公共下水道事業	●処理区域戸数 15,363戸 ●処理面積 上田処理区 1,131.9ha (整備率 77.3%) 南部処理区 28.4ha (" 9.7%) (南部処理区は整備面積) 別所温泉処理区 56.2ha (" 82.6%)

公営企業会計決算

収益的収入支	企業名	収入		支出	
		(予算額)	(決算額)	(予算額)	(決算額)
	産院事業	2億8,047万円	2億8,047万円	355万円	1,517万円
		2億9,317万円	2億7,217万円	355万円	1,460万円
	水道事業	18億1,089万円	18億8,364万円	13億3,526万円	19億 294万円
		18億6,321万円	18億 286万円	9億2,021万円	13億4,314万円

水道事業のあらまし

給水戸数	36,125戸 (100,618人)
年間配水量	1,524万5,352㎡
建設工事	45件 (4億7,922万円)
改良工事	49件 (4億4,099万円)

産院事業のあらまし

入院患者数	6,499人 (延べ)
外来患者数	11,856人 (延べ)
新生児数	474人

宅地化された小説の地



「こんびらさん」として、現在も地元の人びとに親しまれている金刀比羅社



69



■案内図（一部）



常磐城村新屋（現上田市新屋）に金刀比羅社が創建されたのは、明治11年のことですが、それ以来「こんびらさん」と親しまれ、今も地元の人々によってお祭りが行われています。

この金刀比羅社の所に遊郭がつくられたのも明治11年で、遊郭の中央を通る広い道路の東端に「こんびらさん」はありました。

遊郭に上田城の二つの櫓が移築され、金秋楼、萬豊楼という貸座敷になっていたことは有名です。ちなみに、櫓は昭和23年、上田城跡に南櫓、北櫓として再建されました。

明治30年ごろの遊郭には、貸座敷約30軒と料理屋、菓子屋、人力車屋名店があり、芸妓30人、娼妓190人ほどがいて、多くの客でにぎわったとのこと。

作家の志賀直哉が遊郭を見物したのは、昭和2年の晩夏のころでした。貸座敷楼の「暖簾の間から黒光りのした幅広い梯子が見え、奥からは薩摩琵琶の音が聞こえていた。如何にも森閑としたものだ」（『豊年虫』）と記しています。昭和の時代になりますと、遊郭は寂れていったのです。

貸座敷が日本医療団により買収され、結核患者の医療施設・奨健寮（国立東信病院の前進）となったのは、昭和19年のことでした。この奨健寮に東大の佐々内科が疎開しましたが、医局員に加藤周一がおりました。彼は、のちに評論家、小説家として活躍しますが、奨健寮で終戦を迎えた日のことを『羊の歌』に、「山

重油流出事故に伴う 上越市への支援状況

今年1月2日、ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」の沈没により流失した重油は、北陸地方などの海岸に漂着し、海岸部を汚染しました。

地元住民をはじめ、多くのボランティアのかたがたが、懸命の重油回収作業を続けています。

上田市の姉妹都市である上越市にも、1月21日に重油が海岸に漂着し、重油回収作業が行われています。2月4日現在、5429人が重油回収作業に携わり、ドラム缶1820缶、土のう7193袋分の重油が回収されました。

上田市では、一昨年、上越市と締結した「姉妹都市災害時相互応援に関する協定」に基づき、市内の9つの事業所から無償で提供していただいた約300本のドラム缶を、上小トラック協会のご協力により、1月27日・31日の2回に分けて輸送していただき、上越市からたいへん感謝されました。

また、重油回収作業を手伝うため、1月29日から市職員を1日10人、日帰りの形態で派遣しました。

市のほかにも、上田青年会議所、長野大学災害支援ボランティアの会などが、ボランティアを派遣しています。市としては、今後も上越市と連絡をとりあい、支援していく予定です。

■問い合わせ 総務課（内1206）

同和問題を考える

■『子どもの権利条約』～その1～

わかりにくい政府訳の条文を、様々な人たちがそれぞれの視点で『解釈』し、表現した作品の一部を紹介します。

① 第2条 こどもは差別されない

世界にはいろいろな人が住んでいます。肌の黒い人、白い人、黄色い人。違う言葉をしゃべる人。

でも、みんな心は同じです。楽しいときは笑います。悲しいときは涙を流します。傷つけられたら痛いです。だから、あなたの国はどんな子どもも同じように守ります。

『いい子だね』『君はだめ』子どもどうしを比べないでね。

(江川聡子さん18歳の作品)

② 第6条 まず命の大切さ

1. 僕らは、生きていていいんだ。

他の人に殺されていていいはずがない。

苦しんでいなきゃいけない、とか、痛い思いをしなきゃいけない、なんてことは絶対ない。

2. だから、どんなときも、僕らが生きて、育っていけるように、できることはぜんぶしてほしい。

(小口尚子さん14才の作品)

※政府訳の条文＝第6条(原文)

1. 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

2. 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

③ 第12条 意見を言う権利

こどもだって生きている 考える 悩む
こどもだって生きている 意見を言わせて ちゃんと聞いて
(中略) へんなことへんだ やなことやだ
丸刈り オカッパ なんてゴメンだ

先輩の奴隷 ヤダー 暗いイジメ ヤダー
点数 偏差値で人をはかるな

そんなのにね「子どものくせに……」といわないで。

(赤井良子さん他の作品)

④ 第13条 表現の自由

僕ら子どもが、何かを考えたり、感じたりして、それを他の人に伝えたいなら、どんな方法で伝えてもいいんだ。紙に書いてもいい。印刷でもいい。絵にしたり……。 (中略)

だけど、他の人の“やっていいことの”じゃまになったり、だれかを傷つけたり、体や心に悪かったりする表し方は、やめといたほうがいい。

うん。やめよう。できないんだから。

(小口尚子さん14歳ほかの作品)

※アムネスティ・インターナショナル日本支部「子どもの権利条約・翻訳創作コンテスト」より抜粋 =次回につづく=

■問い合わせ 人権同和対策課 (☎235393)



戦後急速に宅地化が進んだ新屋の住宅街。昔日の面影は皆無



明治11年、貸屋敷として遊郭に移築された上田城の2基の櫓

も、町も、すべてはよろこびに溢れ、希望に輝いていた」と、印象深く書いています。

加藤周一が疎開していた縁で、作家の福永武彦が奨健寮に入院し、肋膜炎の治療を受けたのは終戦直後のことでした。福永はその時のことを題材に小説『風景』を書きました。

現在の新屋は、世帯数約480の住宅街に発展し、昔日の面影をわずかにとどめているのは金刀比羅社の古い社殿と、農道を思わせる細道だけとなりました。

(平野勝重)



上田市職員による回収作業の様子(1月29日)

下水道使用料 4月分から改定

下水道の整備は、市民の皆さんから強く望まれており、市でも下水道建設を積極的に進めています。

この下水道施設を管理運営していくため、利用者の皆さんから使用料をいただいておりますが、現在の使用料収入では、この経費を賄うことができません、不足額は市税などで補っています。

不足額を市税などで補うことは、下水道未整備地区との税負担の公平を欠いたり、市で行う他の事業や下水道整備を進めていくうえでも、影響が出るようになります。

改定の理由

この不足額は年々増加しており、現行使用料金のままでは、施設の老朽化による補修

や改良費用などの増加、下水道建設で借入金の返済額が増加していることにより、平成9年度から10年度までの2年間、公共下水道で約19億円、農業集落排水で約5億円それぞれ不足が見込まれます。今回の料金改定は、この収入不足の一部を補うために、お願いするものです。

使用料の改定率

算定期間の平均改定率は、公共下水道で17・5%、農業集落排水で25・6%です。なお、新料金は、4月分から適用となります。

下水道会計の厳しい現況をご理解いただき、利用者の皆さんのご協力をお願いします。

■問い合わせ 下水道課 (内)

1535・1536

■公共下水道使用料金簡易計算式（2か月）

下水道使用料金表（2か月）			下水道使用料金簡易計算式 （消費税は含まない）
	水量	料金	
基本料金	16㎡以下	2,000円	2,000円
	17㎡以上 60㎡以下	141円	(141円×使用水量－256円)
	61㎡以上 100㎡以下	157円	(157円×使用水量－1,216円)
	101㎡以上 200㎡以下	173円	(173円×使用水量－2,816円)
	201㎡以上 600㎡以下	182円	(182円×使用水量－4,616円)
	601㎡以上 1,000㎡以下	199円	(199円×使用水量－14,816円)
	1,001㎡以上	208円	(208円×使用水量－23,816円)
	1,001㎡以上につき		(12円×使用水量)

※上記料金表で算定した額に消費税率を乗じて得た額

【計算例】 使用水量が2か月で40㎡の場合の使用料（円未満は切り捨て）

(141円×40㎡－256円)×103/100=5,545円

(注) 上水道が市営水道の場合は、上水道料金と一緒にまとめて納めていただきます。

■農業集落排水施設使用料金簡易計算式（2か月）

農業集落排水施設使用料金表（2か月）			農業集落排水施設使用料金簡易計算式 （消費税は含まない）
	水量	料金	
基本料金	16㎡以下	1,900円	1,900円
	17㎡以上 60㎡以下	133円	(133円×使用水量－228円)
	61㎡以上 100㎡以下	146円	(146円×使用水量－1,008円)
	101㎡以上 200㎡以下	154円	(154円×使用水量－1,808円)
	201㎡以上 600㎡以下	157円	(157円×使用水量－2,408円)
	601㎡以上 1,000㎡以下	164円	(164円×使用水量－6,608円)
	1,001㎡以上	167円	(167円×使用水量－9,608円)
	1,001㎡以上につき		(12円×使用水量)

※上記料金表で算定した額に消費税率を乗じて得た額

【計算例】 使用水量が2か月で40㎡の場合の使用料（円未満は切り捨て）

(133円×40㎡－228円)×103/100=5,244円

(注) 上水道が市営水道の場合は、上水道料金と一緒にまとめて納めていただきます。

公共下水道 農業集落排水



下水道整備に皆さんのご協力をお願いします

春の火災予防運動

『火の用心7つのポイント』を
守り火災をなくしましょう

— 3月1日(土)から3月7日(金)まで —

★1. 家のまわりに
燃えやすいものを置かない



★2. 寝たばこや、
たばこの投げ捨てをしない



★3. 天ぶらを揚げるときは、
その場を離れない



★4. 風の強いときは、
たき火をしない



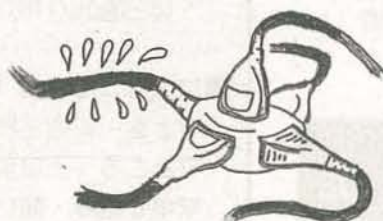
★5. 子どもには、マッチや
ライターで遊ばせない



★7. ストープには、
燃えやすいものを近づけない



★6. 電気器具は正しく使い、
たこ足配線はしない



■上田市の火災の概要

年	項目	出火 件数	損害額 (単位:万円)	出 火 原 因		
				1 位	2 位	3 位
平成 8 年		68	115,52	たき火	放火および放火の疑い	火遊び・コンロ・電気関係
平成 7 年		66	129,97	たき火	放火および放火の疑い	焼却炉
平成 6 年		78	192,30	たき火	ガスコンロなど	花火・たばこ

問い合わせ—
消防本部予防課
(TEL) 26 0119

上田女子短期大学

卒業研究作品展 上田西武5F市民ギャラリー

2月20日(木)～23日(日) 午前10時～午後8時

～国文科書道コースの学生の「書道展」です～

●問い合わせ／上田女子短期大学(TEL382352)

『消費生活講座』講演会にお出かけを



●
●
●
▽とき 3月8日(土)午後2時
▽3時30分
▽ところ 上田商
工会議所5階大ホール
▽演題
『これからのごみ減量』—生
ごみリサイクルの意義とその実
践について—
▽講師 福渡和

女性のためのマル チメディア入門講座

●
●
●
『パソコンなんて、わたしに
はできないわ!』と思っている
女性の皆さん、『飛び込んでみ
よう!マルチメディアの世界へ』
をテーマに、マルチメディアを
楽しく体験しながら、使い方を
覚えてみませんか
▽とき 左表のとおり
▽ところ メディアランドUEDA

子さん(生ごみリサイクル全国
ネットワーク事務局長)▽受
講料 無料
▽問い合わせ 生
活環境課(内1389)

『入門講座』日程と内容

	月日	内容
1 回	2月27日(木) 10:00～15:30	パソコンにさ わってみよう
2 回	3月3日(月) 13:30～16:00	日ごろ、ご無沙汰して いる人に手作りのはが きを送ろう～あなたの 笑顔をそえて～
3 回	3月10日(月) 13:30～16:00	インターネットで ショッピング～通 信の世界にチャレ ンジしよう～

(下之郷・上田リサーチパーク
内) 各自でおこしください。
▽受講料 3000円(第1
回目の昼食代を含む) 定員
20人(応募多数の場合は抽選)
▽申し込み はがきで『〒3
86 市内大手1-11-16 市
役所企画課女性政策担当』(内
1224)へ2月24日(必着)
までに申し込みください。

上田創造館

TEL231111

■日本山岳写真展

▽とき 3月7日(金)13日
(休)午前9時～午後5時
▽ところ 美術館
▽入場料 無料

■親子パソコン教室

▽とき 3月8日(土)午前9
時30分～午後3時30分
▽ところ パソコン室
▽内容
パソコンで絵手紙をかこう
▽対象 上田・小県地域在住
の小・中学生の親子(先着20
人) 受講料 500円

▽申し込み 3月2日(日)午前
9時より電話でどうぞ

■第2土曜日・学習施設開放

「千曲川の水の中生物」IV



上田市およびその周辺に暮らしている外国人
に日本語を教えたり、交流の場を提供したりす
る『日本語講座』が次のとおり開かれています。

■『ひまわりの会』(ボランティア日本語教室)

▽とき…毎週土曜日(午前10時～11時30分)
▽ところ…中央公民館(第1・2土曜日)、
福祉会館(第3・4土曜日)
▽申し込み・問い合わせ…①金山久美子さん
(TEL・FAX243822) ②佐藤京さん(TEL25
6824)

■『上小地区国際交流日本語講座』

▽とき…毎週日曜日(午後2時～4時)
・毎週水曜日(午後7時～9時)
▽ところ…上田創造館
▽申し込み・問い合わせ…上小地方事務所総
務課 ディビッド・ネビンズさん(TEL2571
13・FAX257115)

■にほんこくらぶ『さくら』

▽とき…毎週土曜日(午後1時30分～3時)
▽ところ…上田創造館
▽申し込み・問い合わせ…①中村久美子さん
(TEL・FAX226223) ②村上香屋子さん(TEL・
FAX261369)

■問い合わせ/秘書課(内1115・直通TEL23435・
FAX235111)

外国人のための日本語講座へ!

3月の相談

相談名	日時	会場など
法律相談 (予約制)	3月14日(金) 13:30~15:30 3月28日(金) 13:30~15:30	市役所 生活環境課 (本庁舎1階)
土地建物相談	3月13日(木) 13:00~16:00	市役所 4100
人権・悩みごと相談	3月6日(木) 13:00~16:00	人権同和対策課 (南庁舎1階)
農地問題相談	3月3日(月) 8:30~17:00	農業委員会 (本庁舎2階)
行政相談	3月10日(月) 10:00~15:00	上田西武
心配ごと相談	毎週火曜日 10:00~15:00	
福祉よろず相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	
法律相談 (予約制)	3月15日(土) 10:00~正午	社会福祉協議会 (☎278080)
児童相談	毎週土曜日 13:30~15:30	
結婚相談	毎週水曜日 10:00~15:00	
法律相談 (予約制)	3月19日(水) 13:30~15:00	上田商工会議所 (☎24500)
保険年金相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	
市民相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	市役所 生活環境課 (本庁舎1階)
交通事故相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	市役所 福祉課 (☎232000)
児童相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	市役所 福祉課 (内線1608)
母子・婦人相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	
高齢者職業相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	高齢者職業相談室 (上田パートサテライト内) (☎28010)
保育・子育て相談 (電話相談)	毎週月~金曜日 9:00~16:00	南部保育園相談室 (☎263096)
保育・子育て相談 (面接相談)	毎週火曜日・木曜日 9:00~16:00	

今月の
納税

納期限 2月28日(金)

- 固定資産税 (都市計画税) 4期
- 国民健康保険税 8期

便利で確実な口座振替のご利用を

市では、流通商品の量目の実態を把握するため、計量モニターを募集します。

「計量モニター」で
商品量目の調査を



上田創造館無料開放

上田・小県地域、小・中学校在籍の児童・生徒および同伴の保護者の皆さん、おこしください。

▽とき 3月8日(土)・同22日(土)

▽開放施設 プラネタリウム室、民俗資料館、体育館
▽問い合わせ 上田創造館 (☎231111)

▽募集期限 3月28日(金)
▽申込方法 『広報』2月1日号を
ご覧下さい。▽問い合わせ
せ 商工課 (☎1403)

上田市マルチメディア情報センター



上田市下之郷リサーチパーク内
☎291000・☎291010
インターネットホームページURL=
http://www.umeric.ueda.nagano.jp/

どなたでも参加できます

講師サイン会と『ルパン3世』映画上映会

～入場無料～

3月23日(日)

午後1:30~2:30★マンガ家の先生によるサイン会

当日正午から受付にて整理券を配布します。

石ノ森章太郎 先生
里中 満智子 先生
モンキー・パンチ 先生
伊万里すみ子 先生

午後2:30~5:00★上映会(原作者そして、映画監督モンキー・パンチ先生の解説と映画上映会)

『ルパン三世 DEAD OR ALIVE』

●上映会参加希望のかたは、電話またはFAXにてお申し込みください。(先着200人)

▽とき 3月8日(土)午前10時~正午
▽内容 『千曲川水系』産川の源流をたずねて、沢山池上流のケイソウ(アユの主食)を顕微鏡でみよう
▽ところ 科学実験室
▽参加料 無料

■中・高年入門パソコン教室
▽とき 3月11日(火)午前9時~午後4時
▽ところ パソコン室
▽内容 Windows 95の基本操作など
対象 上田・小県地域在住の50歳以上の人(先着20人)
▽受講料 1000円
▽申し込み 3月4日(火)午前9時より電話でどうぞ

■夜間パソコン教室(基礎編)
▽とき 3月13日(木)・14日(金) いずれも午後6時30分~9時30分
▽ところ パソコン室
▽内容 Windows 95の基本操作など
対象 上田・小県地域在住・勤務・通学する16歳以上の人(先着20人)
▽受講料 3000円
▽申し込み 3月9日(日)午前9時より電話でどうぞ

■パソコン教室(基礎編)
▽とき 3月15日(土)午前9時~午後4時
▽ところ パソコン室
▽内容 Windows 95の基本操作など
対象 上田・小県地域在住・通学・通学する16歳以上の人(先着20人)
▽受講料 3000円
▽申し込み 3月9日(日)午後1時より電話でどうぞ



(佐藤珠美・中塩田小)

広報うえだ9. 2. 16 【14】

口座振替が便利！ 『国民年金保険料』

国民年金は、①老齢を迎えてからの安心した生活 ②万一の障害や夫に先立たれたときの備えのために、大きな役割を担っています。あなたの大事な年金を守るためには、保険料をきちんと納付することが大切です。

そのために、たいへん便利な『口座振替』をお勧めします。

口座振替の手続き

申込書に簡単に記入するだけで、手続きができます。

▽場所 預金口座のある金融機関または市役所窓口
▽持ち物 預金通帳、通帳の届出印、年金手帳または納付書

前納・口座振替プレゼント

県国民年金課では『前納・口座振替プレゼント』を実施します。奮ってご応募ください。抽選でプレゼントが当たります。

▽対象 ①平成9年3月に保険料を口座振替により納付した人（新しく口座振替の申し込みをする場合は、3月14日（金）ごろまでに加入手続きが必要になります）
②平成9年4月に1年前納により保険料を納付した人
▽応募期間 5月7日（水）まで
▽応募方法 『しなの国民年金』2月号か4月発行の『広報うえだ』をご覧ください。

年金に関する手続きは『基礎年金番号』で！

今年1月から、すべての年金制度に共通する基礎年金番号が導入されました。年金に関する手続きを行う場合は『基礎年金番号通知』をお持ちください。
▽問い合わせ 国保年金課（☎1365・1366）

市指定『ごみ袋取扱店』を募集

市では、新たに『指定ごみ袋取扱店』の募集をします。取り扱いを希望されるかは、3月21日（金）までに、環境業務課（クリーンセンター内、☎1394・直通☎0666）へ申し込みください。

なお、取扱いは、4月以降となります。

母子家庭など家庭 協力員の派遣制度

●●●

母子・父子家庭において、世帯員の一時的な傷病または冠婚葬祭へ出席するため、あるいは母子・父子家庭となつて間もないため、日常生活を営むのに支障があるときに、市から家庭協力員を派遣する制度です。
▽問い合わせ 福祉課（市役所南庁舎1階・☎1608）

高齢者就職相談室 3月1日より移転

●●●

ハローワーク上田の上田市高齢者就職相談室は、利用者の利便を図るため、3月1日（土）

り上田パートサテライト（天神1丁目・久保田ビル1階）に併設移転します。多くの皆さんのご利用をお願いします。
■新所在地 上田市天神1-3-18・久保田ビル1階（☎268010・☎268011）
▽問い合わせ 商工課（☎1405）

入札（見積）参加願 受付はお早めに！

●●●

平成9年度・10年度に市が購入する物品と、市が発注する建設工事および建設コンサルタント業務の入札・見積に参加を希望されるかたは『入札（見積）参加願』を提出してください。
▽受付期間 ①物品：2月28

『温泉口』周辺道路 交通規制にご協力を

●●●

上田交通別所線線路切替工事で、終日全面通行止となります。
▽とき 3月1日（土）午前8時～3月3日（月）午前6時
▽ところ 天神4丁目・南天神町常田線（国道143号）上田駅温泉口広場入口
▽問い合わせ 都市計画課（☎1524）

「ご寄付御礼」

皆様からいただいた善意に、厚くお礼申し上げます。

▽匿名 1万円／図書館整備に
▽日本オイルターミナル（株）車いす送迎車1台／「上田市福祉自動車」として貸し出し
▽松田産業（株）・松田産業（株）役員会・松田産業（株）共済会（株）①ギャッジベッド3台・エアーマット3台
②大型テレビ1台／①は在宅高齢者の介護用として、②は報恩寮へ
▽株式会社コ・コーポレーション
上田営業所様／10万円／社会福祉基金積立金として
▽平尾哲男様／50万円／文化振興基金積立金として
▽丸堀寿会婦人部様／雑布50枚
／高齢者の利用する施設へ
（平成8年10月29日～同11月19日受け付け分）

保健

ガイド

健康推進課

■ 3月の乳幼児健康診査 (因1625)

▷受付時間 いずれも午後1時～2時 ▷持ち物
母子健康手帳、バスタオル(4・10か月児)、歯ブラ
シ(1歳6か月児)。1歳6か月児は、赤ちゃん手帳
の中にある健康診査票に記入してお持ちください。3
歳児は健康診査票と視聴覚検査のアンケートをお送り
しますので、ご記入のうえお持ちください。また、尿
検査の容器もお持ちください。

■保健センター(市役所南庁舎2階)

健康診査	実施日	生年月日
4か月	3月7日	8. 10. 16～10. 31
	3月18日	8. 11. 1～11. 15
10か月	3月4日	8. 4. 16～4. 30
	3月21日	8. 5. 1～5. 15
1歳6か月	3月5日	7. 8. 16～8. 31
	3月19日	7. 9. 1～9. 15
3歳	3月6日	6. 2. 1～2. 15
	3月17日	6. 2. 16～2. 28

■塩田母子健康センター(塩田地区)

4か月	3月28日	8. 10. 16～11. 15
10か月		8. 4. 16～5. 15
1歳6か月	3月11日	7. 7. 16～9. 15

■川西社会福祉センター(川西地区)

4か月	3月25日	8. 10. 16～11. 15
10か月		8. 4. 16～5. 15
1歳6か月		7. 8. 16～9. 15

■乳房手術経験者の会(やすらぎの会)講演会

乳房手術経験者ならどなたでも参加できます。日ご
ろ悩んでいることを話してみませんか。

▽演題 『日ごろ(手術後)の健康管理～免疫につ
いて～』 ▷講師 齊藤外科医院院長・齊藤元康さん

▷とき 2月25日(火)午後1時から3時まで ▷ところ
保健センター(市役所南庁舎2階) ▷参加費

無料 ▷その他 当日は、保健婦による健康相談など
も実施します。 ▷問い合わせ 健康推進課(因16
24)

紙面作りにご協力を!

『広報モニター』募集します

市では「広報うへだ」が、市民の皆さんにより
親しまれ、より読まれるものにしていくため、平
成9年度「広報モニター」を募集します。

モニターの皆さんには、広報に対する意見や提
案などをお寄せいただき、市民参加の紙面づくり
の一端を担っていただきます。奮ってご応募くだ
さい。

▷応募方法 20歳以上の市内在住者 ▷募集人
員 一般公募10名程度 ▷任期 委嘱の日から翌
年3月31日まで ▷職務内容 ①モニター会議へ
の出席(年間3回程度) ②モニターアンケート
の回答など ▷謝礼 記念品を贈呈 ▷応募方法
はがきに「住所、氏名(ふりがな)、年齢、職
業、電話番号、『広報うへだへひとこと』」を記入
して、3月31日(月)までに、市役所秘書課広報担当
(〒386上田市大手1-11-16)までどうぞ。

▷問い合わせ 秘書課(因1112)

長野県市町村広報コンクール

広報ビデオ(委託制作)が 最優秀賞を受賞!

～広報写真(1枚写真)・
広報ポスター部門は奨励賞～

このほど、長野県市町村広報コンクールの「広
報ビデオ(委託制作)の部」で上田市が最優秀賞
を受賞しました。また、「広報写真(1枚写真)
の部」「広報ポスターの部」でも、奨励賞を受賞
しました。

広報ビデオは、昨年6月30日に信越放送(SBC)
で放映された「ふれあい上田～ごみ減量に向けて」
が、広報写真は、昨年11月1日号の表紙に掲載し
た「上信越自動車道開通記念・上田古戦場ハーフ
マラソン」が、広報ポスターは、市内の掲示板や
公共施設・小売店などに掲示した「7月1日から
燃やせるごみ袋が指定されます」(環境業務課製
作)が、それぞれ入賞したものです。

市では、この受賞を機に、市民の皆さんにいっ
そう親しまれる広報活動を進めていきたいと思
います。ご意見、ご感想などがございましたら、広
報担当までお気軽にお寄せください。

■問い合わせ 秘書課(因1112)